事務連絡

令和２年３月17日

　　都道府県

各　指定都市　民生主管部（局）　御中

　　中核市

厚生労働省労働基準局監督課

　　　　　　　　　　　　　 厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

厚生労働省子ども家庭局保育課

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

厚生労働省社会・援護局保護課

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

厚生労働省老健局高齢者支援課

厚生労働省老健局振興課

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた

社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（周知）

新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を及ぼす中、中小企業・小規模事業者から、労働基準関係法令への対応に困難を伴う状況がある旨の声が寄せられているところです。

本日、別添のとおり、都道府県労働局長に対し、「新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業等への対応について」（令和２年３月17日付厚生労働事務次官通知厚生労働省発基0317第17号。以下「次官通知」という。）を発出しました。

この次官通知中、記の２の「新型コロナウイルス感染症に感染した患者を治療する場合、手厚い看護が必要となる高齢者等の入居する施設において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合及び新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、医療機器等を緊急に増産又は製造する場合」は例示であり、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性や必要性などを勘案して個別具体的に判断されるものではありますが、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第33条第１項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、対象になり得るものであります。

ついては、各都道府県等におかれましては、上記の内容を含む別添についてご了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び社会福祉施設等に対して労働基準法第33条第１項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出の手続きについて周知をお願いいたします。

また、本件について、社会福祉施設等の事業者からお問い合わせがあった場合には、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署をご案内いただきますようお願いいたします。